## 議案第35号

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年山陽小野田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第35号参考資料

## 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(保育の内容)	(保育の内容)
第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び	第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び
運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第	運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第
35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家	35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家
庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身	庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身
の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	の状況等に応じた保育を提供しなければならない。